

コンプライアンス・ポリシーと行動基準

櫻島埠頭株式会社

1. コンプライアンス・ポリシー

当社及び当社の子会社等は法令・諸規則を遵守し、社会的規範にも反することがない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

2. 役員及び従業員等が従うべき行動基準

(1) 社会との関係

- ①関係法令等を遵守し、社会常識に基づき誠実に行動する。
- ②政治献金や各種団体等への寄付に際しては、政治資金規正法等の関係法令を遵守し、不公正な企業活動を招かない。
- ③反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない。
- ④環境法令を遵守し、省エネルギーや廃棄物の発生の抑制・再利用など、できる限り環境負荷の小さい事業活動に努力するとともに、環境の保全に努める。
- ⑤危険物を取扱う企業として、無事故をめざして最大の努力を払う。

(2) 顧客・取引先との関係

- ①当社及び当社の子会社等や取引先の機密情報、企業秘密については、在職中はもとより、退職後も漏洩しない。また、業務上やむを得ない事情により社外に提供する場合は、相手先との間で秘密保持契約を締結するなど漏洩の防止に努める。
- ②顧客に対しては安全迅速、確実、丁寧な物流サービスの提供を目指し、創意と工夫をもって誠実に対応する。
- ③外注先、仕入先とは公正な取引を行う。

(3) 株主・投資家との関係

- ①株主、投資家の皆様に対し、適時適切な企業情報の開示を行い、経営の透明性を確保する。
- ②株式等の売買については、インサイダー取引やその疑いのある行為はしない。

(4) 職場環境の整備

- ①役員及び従業員等は、一人一人の人権を互いに尊重する。
- ②職場の整理整頓に努め、快適な職場環境の形成に努める。

以 上